

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	41
○	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）	59
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）	66
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	98
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十一年政令第二百五号）	99
○	高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）	110
○	道路交通法（昭和三十一年法律第五号）（抄）	121
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	113

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

目次

- 第一章 道路管理者等（第一条―第六条）
  - 第二章 道路の占用（第七条―第十九条の四）
  - 第二章の二 違法放置物件の保管の手続等（第十九条の五―第十九条の十一）
  - 第二章の三 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限（第十九条の十二―第十九条の十五）
  - 第二章の四 連結位置及び連結料（第十九条の十六―第十九条の十八）
  - 第三章 道路に関する費用の負担及び補助
    - 第一節 道路の新設等に要する費用の負担（第二十条―第二十七条）
    - 第二節 道路に関する費用の補助（第二十八条―第三十条）
    - 第三章の二 長時間放置された車両の保管の手続等（第三十条の二―第三十条の五）
  - 第四章 道の区域内の道路の特例（第三十一条―第三十四条の二の三）
  - 第五章 雑則（第三十四条の三―第三十九条）
- 附則

（都道府県等が行う国道の新設又は改築）

- 第一条 道路法（以下「法」という。）第十二条ただし書の政令で定める特別の事情は、次に掲げるものとする。
  - 一 都道府県知事又は都道府県の施行する河川工事その他の建設工事の施行と密接な関連を有すること。
  - 二 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道（以下「国道」という。）以外の道路とする計画のある箇所であること。
  - 三 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）による改正前の法（次号において「改正前の法」という。）第十三条第一項の規定により都道府県知事が施行した工事と一体として施行する必要があること。
  - 四 改正前の法第十三条第一項の規定により都道府県知事が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。
  - 五 法第五条第一項の規定による指定があつた日（次号において「指定日」という。）前に法第十五条の規定により都道府県が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。
  - 六 指定日前に法第十五条の規定により都道府県が施行した工事と一体として施行する必要があること。
- 2 前項の規定は、法第十七条第一項又は第二項の規定により指定市又は指定市以外の市が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。

この場合において、前項各号中「都道府県知事」とあるのはそれぞれ「指定市の長」又は「指定市以外の市の長」と、「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と読み替えるものとする。

3 第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、法第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合に於いて準用する。この場合において、第一項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村の長又は指定市以外の市町村」と、同項第五号及び第六号中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理)

第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理(第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つてゐる区間に係るものを除く。)とする。

- 一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。
- 二 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。
- 三 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。
- 四 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。
- 五 法第三十九条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により占用料を徴収すること。
- 六 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。
- 七 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。

八 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

九 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。

十 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。

十一 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

十二 道路の占用に係る事項について法第七十一条第一項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

十三 法第七十三条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号(法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)及び第十号から第十二号までに掲げる権限(道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なく認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。)を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。)について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。

一 法第三十七条第一項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。

二 法第三十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。)について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならない。

一 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えること。

二 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国と協議し、同意すること。

三 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

四 法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定を取り消し、又はその許可若しくは認定の効力を停止すること。

(都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理の告示)

第一条の四 国土交通大臣は、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行うこととする場合においては、あらかじめ、管理の区間、管理の内容、管理の始期及び管理者を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等)

第一条の五 法第十七条第四項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、植樹帯、路肩、横断歩道橋、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設、改築、維持又は修繕

二 道路の附属物である柵、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

(国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行うことができる施設又は工作物)

第一条の六 法第十七条第六項の政令で定める施設又は工作物は、トンネル、橋、その他国土交通大臣が定める施設又は工作物とする。

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項	都道府県	指定市	指定市以外の市
第十三条第四項	第一項	第十七条第一項	第十七条第二項
	関係都道府県	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項において同じ。）	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市
第十三条第四項、第五十三条第二項	都道府県が	指定市が	指定市以外の市が
第十三条第四項、第十九条第二項	都道府県の	指定市の	指定市以外の市の
第十七条第六項、第二十五条	都道府県又は	指定市又は	指定市以外の市又は

<p>第一項、第五十一条、第五十三條第一項、第九十條第一項、第九十六條第二項</p>			
<p>第十九條第二項、第十九條の二第二項、第二十條第三項、第二十六條第一項、第七十六條、第九十六條第二項及び第三項</p>	<p>都道府県である</p>	<p>指定市である</p>	<p>指定市以外の市である</p>
<p>第十九條第三項、第十九條の二第三項、第二十條第四項、第三十一條第三項</p>	<p>都道府県の議会に</p>	<p>指定市の議会に</p>	<p>指定市以外の市の議会に</p>
<p>第二十六條第一項、第七十六條、第九十六條第二項</p>	<p>市町村</p>	<p>市（指定市を除く。）町村</p>	<p>市（指定市以外の市を除く。）町村</p>
<p>第五十條第四項及び第五項、第五十三條第二項</p>	<p>他の都道府県</p>	<p>都道府県</p>	<p>都道府県</p>
<p>第五十條第四項</p>	<p>当該国道の所在する都道府県</p>	<p>当該国道の所在する指定市</p>	<p>指定市以外の市で当該国道の所在するもの</p>
<p>第五十條第五項</p>	<p>国道の所在する都道府県</p>	<p>国道の所在する指定市</p>	<p>指定市以外の市で国道の所在するもの</p>
<p>第五十三條第二項</p>	<p>関係都道府県</p>	<p>指定市及び関係都道府県</p>	<p>指定市以外の市及び関係都道府県</p>
<p>第五十三條第二項</p>	<p>当該都道府県</p>	<p>当該指定市</p>	<p>当該指定市以外の市</p>

2 法第十七条第三項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九十四条第五項	都道府県である	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である
第九十六条第二項	都道府県の知事	指定市の長	指定市以外の市の長
読み替える規定 第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項	読み替えられる字句 都道府県又は	読み替える字句 町村又は	
第十九条第二項	都道府県の	町村の	
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項及び第三項	都道府県である	町村である	
第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	市町村	市町村（町村を除く。）	
第五十三条第一項	都道府県又は	都道府県又は町村若しくは	
第九十四条第五項	都道府県である	町村、都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）である	
第九十六条第二項	都道府県の知事	町村の長	

3 法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は指定市以外の市町村
第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理 修繕又は災害復旧 都道府県の 関係都道府県	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕 修繕 指定市以外の市町村の 当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）
第十八条第一項	第十六条又は 道路管理者」という。 決定して	第十六条若しくは 道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。） 決定し、道路管理者は
第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の	道路管理者	道路管理者等



<p>三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十条の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項及び第三項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項</p>	<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>道路の</p>	<p>道路管理者にあつては道路の</p>
<p>駐車料金</p>	<p>指定市以外の市町村にあつては道路の附属</p>		

第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二	第五十条第一項		第四十九条	第四十八条の十八第一項及び第三項	第四十八条の十四第一項	第四十七条の八第二項		第四十七条の五第一項	第三十九条の五第二項	第三十九条の二第七項	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項	
第五十条第四項及び第五項、第五十三条第二	第五十条第一項		第四十九条	第四十八条の十八第一項及び第三項	第四十八条の十四第一項	第四十七条の八第二項		第四十七条の五第一項	第三十九条の五第二項	第三十九条の二第七項	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項	

項	第五十条第四項	当該国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの
第五十条第五項	国道の所在する都道府県 関係都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	
第五十三条第二項	都道府県が	指定市以外の市町村が	
第六十一条第二項	都道府県に	指定市以外の市町村に	
第六十四条第一項	道路管理者 連結料並びに	当該負担金を徴収する道路管理者等 連結料、	
第七十三条第一項	負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	負担金並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	
第七十四条	道路管理者 道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	負担金等を徴収すべき道路管理者等 新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村	

<p>第七十五条第一項</p>	<p>当該指定区間外の国道の道路管理者</p>	<p>指定市以外の市町村</p>	<p>第七十五条第二項</p>	<p>都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者</p>	<p>、都道府県道に関し、次に掲げる場合においては、指定市以外の市町村</p>	<p>第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>指定市以外の市町村</p>	<p>第七十六条</p>	<p>次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事</p>	<p>第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定めた条例に限る。）を国土交通大臣</p>	<p>第九十六条第二項</p>	<p>又は市町村である道路管理者</p>	<p>若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村</p>	<p>又は当該市町村の長</p>	<p>若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長</p>	<p>都道府県である道路管理者</p>	<p>都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二条第二項第二号、第六号及び第七号</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者又は国土交通大臣</p>

4 法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第十八条第一項</p>	<p>第十六条又は</p> <p>道路管理者」という。）</p>	<p>第十六条若しくは</p> <p>道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）</p>
<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者等</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者</p>	<p>道路管理者等（市町村である道路管</p>
<p>第三十九条の二第一項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>

	を除く。) )	理者を除く。) )
第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等が入札占用指針
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が
第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。) は、同項	第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事をを行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七条の五第一項	道路管理者は、第四十六条第一項 場合においては	第四十六条第一項 道路管理者等は
	、道路管理者	、道路管理者等
第四十七条の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
第四十八条の十八第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を
第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者

(国土交通大臣の行う工事の告示)

第二条 国土交通大臣は、法第十二条本文の規定による国道(指定区間外の国道に限る。)の新設若しくは改築、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県若しくは指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築若しくは法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事、同条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事又は法第十七条第六項の規定による都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行うおとする場合において、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第三条 法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第三十九条第二項第六号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車)

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車又は自転車は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場又は自転車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車又は自転車で、国土交通大臣が定めるものとする。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 二 法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。

- 三 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。
- 四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事をを行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
- 七 法第三十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により工事の調整のための条件を付すること。
- 八 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国と協議し、同意すること。
- 九 法第三十六条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する工事の計画書を受理すること。
- 十 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。
- 十一 法第三十九条の第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。
- 十二 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。
- 十三 法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。
- 十四 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。
- 十五 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十六 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 十七 法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- 十八 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 十九 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 二十 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。
- 二十一 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ず



ること。

二十二 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十三 法第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

二十四 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

二十五 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。

二十六 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

二十七 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十八 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防壁に従事させること。

二十九 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

三十一 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

三十二 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十三 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

三十四 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

三十五 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十六 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第二項の規定により通行方法を定めること。

三十七 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十八 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）

の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号から第十五号まで、第十七号、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。

四 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

七 法第三十二条第五項、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

八 法第四十五条第一項又は第四十七条の五第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けること。

九 法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十 法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十一 法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の

規定により指定を取り消すこと。

十二 法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十三 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の施行に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十四 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。

十五 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十六 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十七 法第九十五条の二第二項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十八 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

十九 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項

又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

二十一 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

二十二 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

二十三 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十四 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

二十五 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十六 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十七 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項

第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十八号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第二十九号及び第三十号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第四項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を公示すること。

二 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。

三 法第四十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七条の十一（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

六 法第五十二条第一項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の八第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二条の二、第四十七条の八第一項若しくは第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結し、法第二十八条の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八条の二十第一項の規定による指定若しくは法第四十八条の二十二第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号に掲げる権限
- 二 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。
- 三 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。
- 四 法第三十九条の第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。
- 五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結すること。
- 六 法第四十八条の二十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。
- 七 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。
- 4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
  - 一 第四条第一項第一号、第七号及び第十五号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号（法第四十八条の二十第一項の規定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の二十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十八号、第二十号から第二十三号まで及び第二十七号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限
  - 二 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。
  - 三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。
  - 四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること。
  - 5 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
  - 6 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
- ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）
- 十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）

十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

(道路の占用の軽易な変更)

第八条 法第三十二条第二項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 一 占用物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。
- 二 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であつて、当該道路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。

(占用の期間に関する基準)

第九条 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

- 一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内
  - イ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水管（同法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものに限る。）
  - ロ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による水管（同法第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものに限る。）
  - ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道管
  - ニ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）による鉄道で公衆の用に供するもの
  - ホ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガスパ管（同法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）
  - ヘ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電柱又は電線（同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）
  - ト 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電柱、電線又は公衆電話所（同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）
  - チ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五五号）による石油管（同法第二条第三項に規定する石油パイプライン事業の用に供するものに限る。）
- 二 その他の法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設 五年以内

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第二項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) 法（のり）面

(2) 側溝上の部分

(3) 路端に近接する部分

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の六第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の六第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び第十一条の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分

(5) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、分離帯、

ロータリーその他これらに類する道路の部分

ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法（のり）敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が四・五メートル（歩道上にあつては、二・五メートル）以上であること。

ハ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

二 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯さうするおそれのない場所であること。

ロ 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

ハ 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接近していること。

三 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。



- 四 一般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。
- 五 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

第十一条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。
- 二 電柱（鉄道の電柱を除く。）を地上に設ける場合においては次のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。
  - イ 電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。
    - (1) 法（のり）面（法（のり）面のない道路にあつては、路端に近接する部分）
    - (2) 歩道内の車道に近接する部分
  - ロ 同一の線路に係る電柱を道路（道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分を除く。以下この号において同じ。）に設ける場合においては、道路の同じ側であること。
  - ハ 電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メートル以上であること。
- 2 前条第二号から第五号までの規定は電柱について、同条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は公衆電話所について準用する。

(電線の占用の場所に関する基準)

- 第十一条の二 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 電線を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
    - イ 電線の最下部と路面との距離が五メートル（既設の電線に附属して設ける場合その他技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五メートル、歩道にあつては二・五メートル）以上であること。
    - ロ 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線に、これと錯さうするおそれがなく、かつ、保安上の支障のない程度に接近していること。

- 二 電線を地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一条の四第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一条の七第一項第二号において同じ。）以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情がある  
と認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一条の七第一項第二号及び第三号において同じ。）にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 電線を橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、桁の両側又は床版の下であること。

2 第十条第二号から第五号まで及び前条第一項第一号の規定は、電線について準用する。

（違法放置物件を保管した場合の公示事項）

第十九条の五 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除去した日時
- 三 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した違法放置物件を返還するため必要と認められる事項

（違法放置物件を保管した場合の公示の方法）

第十九条の六 法第四十四条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該道路管理者の事務所に掲示すること。
- 二 前号の公示に係る違法放置物件のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその違法放置物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。
- 2 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管違法放置物件一覧簿を当該道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（違法放置物件の価額の評価の方法）

第十九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、違法放置物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した違法放置物件を売却する場合の手続）

第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放置物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- 一 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある違法放置物件
- 二 競争入札に付しても入札者がない違法放置物件
- 三 前二号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる違法放置物件

第十九条の九 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、その違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該道路管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

- 2 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 道路管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(違法放置物件を返還する場合の手続)

第十九条の十 道路管理者は、保管した違法放置物件を当該違法放置物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその違法放置物件の返還を受けべき違法放置物件の占有者であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(違法放置物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十七号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置物件について準用する。

(車両の通行の禁止)

第十九条の十二 道路管理者は、次に掲げる危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止することができる。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条に規定する火薬類（以下この条及び次条において「火薬類」という。）のうち次に掲げるもの
- イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
- ロ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル（国土交通省令で定めるものを除く。）
- ハ 煙火（玩（がん）具煙火を除く。）

- 二 火薬類以外の物品で、アセチレン銅、ジアゾメタンその他これらと同程度以上の爆発性を有するもの
- 三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第二条第一項に規定する毒物（以下この条及び次条において「毒物」という。）又は同法第二条第二項に規定する劇物（次条において「劇物」という。）のうち次に掲げるもの
  - イ シアン化水素
  - ロ 塩化シアノゲン
  - ハ 四アルキル鉛
  - ニ ホスゲン
  - ホ クロルピクリン
- 四 毒物以外の物品で、チオホスゲンその他これと同程度以上の毒性を有するもの
- 五 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物以外の物品で、塩化アセチレン、ジシランその他水又は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性を有するもの

（車両の通行の制限）

第十九条の十三 道路管理者は、次に掲げる危険物を積載する車両のうち水底トンネルを通行することができる車両を、道路管理者の定める種類に属し、かつ、積載する危険物の容器、容器への収納方法及び包装（次条において「容器包装」という。）、積載数量並びに積載方法が道路管理者の定める要件を満たしているものに限ることができる。

- 一 火薬類
- 二 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス
- 三 毒物又は劇物
- 四 毒物及び劇物以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの
- 五 消防法第二条第七項に規定する危険物（同法別表に掲げる第四類の危険物にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の六に規定する引火点を測定する試験において、一気圧において、引火点が七十度未満の温度で測定されるものに限る。）
  - 六 四塩化けい素、オキシ塩化りんその他これらと同程度以上の腐食性を有するもの
  - 七 マツチ
  - 八 前条第二号及び第五号に掲げるもの
- 2 道路管理者は、前項各号に掲げる危険物を積載する車両が水底トンネルを通行することができる時間を限ることができる。

第十九条の十四 道路管理者は、前条の規定に基き車両の種類、危険物の容器包装、積載数量若しくは積載方法に関する要件又は通行することができる時間を定める場合においては、それぞれ次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

- 一 車両の種類については、危険物を運搬しても、構造上運行中の動揺、衝撃、排気等により危険物の作用を誘発する虞のないものであること。
- 二 容器包装については、積載する危険物が容器若しくは被包の内部で作用し、又はその外部に出る虞のないものであること。
- 三 積載数量については、積載する危険物の全部が作用しても、水底トンネルの構造又は交通に危険を及ぼす虞の少ないものであること。
- 四 積載方法については、積載する危険物の摩擦、動揺、衝突、転倒又は転落の虞のないこと及び積載する危険物の作用を誘発し易い他の物件と混載しないこと。
- 五 通行できる時間については、交通の状況により他の車両との衝突事故の発生を虞の大きい時間でないこと。

(車両の通行の禁止又は制限に関する公示)

第十九条の十五 道路管理者は、第十九条の十二又は第十九条の十三の規定により車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

(連結位置に関する基準)

第十九条の十六 法第四十八条の五第二項第二号(同条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める連結位置に関する基準は、当該自動車専用道路の構造及び交通の状況その他当該自動車専用道路及び周辺の状態を勘案して、当該自動車専用道路の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であることとする。

(指定区間内の国道に係る連結料の額の基準)

第十九条の十七 指定区間内の国道に係る法第四十八条の七第一項の規定による連結料の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。
  - イ 当該自動車専用道路と連結する法第四十八条の四第二号に掲げる施設(以下この条において「連結利便施設等」という。)の用に供する土地又は当該自動車専用道路と連結する同条第三号に掲げる施設(以下この条において「連結通路等」という。)及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連絡する同条第二号に掲げる施設(以下この条において「連絡施設」という。)の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合のこれらの土地との国土交通省令で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額
  - ロ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該自動車専用道路の管理に要する費用の額(以下「追加管理費用額」という。)
  - 二 追加管理費用額を下回らないこと。
- 三 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

(指定区間内の国道に係る連結料の徴収方法)

第十九条の十八 指定区間内の国道に係る法第四十八条の七第一項の規定による連結料は、毎年度、当該年度分を六月三十日（追加管理費用額に相当する分にあつては、翌年の六月三十日）までに一括して徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる連結料は、当該各号に定める日から三月以内に一括して徴収するものとする。

- 一 連結許可の日の属する年度分の連結料（追加管理費用額に相当する分を除く。） 当該連結許可の日
- 二 法第四十八条の十の規定により連結許可に翌年度以降にわたらない期限が付された場合における追加管理費用額に相当する分又は同条の規定により連結許可に翌年度以降にわたる期限が付された場合における最終年度の追加管理費用額に相当する分の連結料 当該期限が到来した日の翌日
- 2 前項の連結料は、納入告知書により徴収するものとする。
- 3 第一項の連結料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、道路管理者が法第七十一条第二項の規定により連結許可を取り消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消の日までの期間につき算出した連結料の額を超えるときは、その超える額の連結料は、返還する。

(他の都道府県に分担させる負担金に関する基準)

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧（以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。）を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額（法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金（以下この章において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。）に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額（収入金（指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、法第五十条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築負担基本額」という。）に法第五十六条に定める補助率

を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第三項及び第五項において「施設等改築都道府県等負担額」という。）とする。

3 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第五項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

（国道新設等国庫負担額）

第二十二條 国が法第五十三条第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、国道新設等負担基本額に、法第五十条第一項に定める国の負担割合を乗じて得た額（以下この節において「国道新設等国庫負担額」という。）とする。

（国道新設等負担基本額等の通知）

第二十三條 国土交通大臣は、国道の新設等を行う場合においては、当該国道の所在する都道府県に対して、国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第四項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等改築負担基本額及び施設等改築都道府県等負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、施設等修繕都道府県等負担額を通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

6 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

第二十四条 削除

（中間検査及び完了認定の申請）

第二十五條 国土交通大臣は、都道府県が行う国道の新設又は改築に関する工事について、中間検査を行うことができる。

2 都道府県は、国道の新設又は改築に関する工事を完了した場合においては、遅滞なく、国土交通大臣に完了の認定の申請をしなければならない。

(国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項、第二十二条並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と、同項中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」と又は「指定市以外の市の」と、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項、第二項、第五項及び第六項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外の市負担額」と、第二十二條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十三條第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第五項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と、同条第六項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」とあるのは「」

2 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項から第五項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十三条第三項及び第四項中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第二項並びに第二十三条第三項及び第五項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第三項並びに第二十三条第四項及び第五項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、施設等改築負担基本額」とあるのは「施設等改築負担基本額」と読み替えるものとする。

3 第二十条及び第二十二條の規定は、法第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と、第二十二條中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、法第十七条第一項、第二項又は第四項の規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(都道府県の分担金の支出)

第二十七条 都道府県が法第五十三条第二項の規定により支出する分担金は、その分担金を財源とする費用の支出時期に遅れないように支出し



なければならぬ。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金の額は、当該費用の額(道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額)に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

## 第二十九条 削除

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第四項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(長時間放置された車両を保管した場合の公示事項)

第三十条の二 法第六十七条の二第四項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号
- 二 保管した車両が放置されていた場所及びその車両を移動した日時
- 三 その車両の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した車両を返還するため必要と認められる事項

(長時間放置された車両を保管した場合の公示の方法)

第三十条の三 法第六十七条の二第四項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、法第六十七条の二第三項の規定による保管を継続している間、当該道路管理者の事務所に掲示すること。
- 二 前号の公示を始めた日から起算して十四日を経過して法第六十七条の二第三項の規定による保管を継続している場合において、なおその車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。
- 2 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管車両一覧簿を当該道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(長時間放置された車両を返還する場合の手続)

第三十条の四 道路管理者は、保管した車両を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその車両の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十七号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

(国道の新設等に要する費用の負担)

第三十一条 道の区域内の国道の新設、改築又は災害復旧に要する費用(共同溝及び電線共同溝の新設、改築又は災害復旧に要する費用並びに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業(同項第一号に掲げる事業を除く。以下「交通安全施設等整備事業」という。)のうち同項第二号に掲げる事業に要する費用を除く。)についての国の負担割合は、法第五十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

費用の区分		負担割合
(一)	新設又は改築に要する費用(二)に掲げる費用を除く。)	十分の八
(二)	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)第四条第一項に規定する道路交通確保五箇年計画に基づいて実施される防雪又は凍雪害の防止(流雪溝の整備を含む。)に係る事業(改築に該当するものに限る。次条第一項の表(二)の項において「防雪事業等」という。)に要する費用	十分の八・五
(三)	災害復旧に要する費用	十分の七

(道道及び道の区域内の市町村道の管理に関する費用の負担)

第三十二条 道道及び道の区域内の市町村道で、国土交通大臣が開発のため特に必要と認めて指定したもの(以下「開発道路」という。)の管

理に関する費用（共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用を除く。）については、法第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、新設、改築又は災害復旧に要する費用にあつては、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表に掲げる負担割合により国がその一部を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用にあつては、国の負担とする。

費用の区分		負担割合
(一)	新設又は改築に要する費用（(二)及び(三)に掲げる費用を除く。）	十分の八
(二)	防雪事業等に要する費用	十分の八・五
(三)	交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号ロに掲げる事業に要する費用	三分の二
(四)	災害復旧に要する費用	十分の七

- 2 国土交通大臣は、前項に規定する指定を行おうとするときは、あらかじめ、道知事の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項に規定する指定は、当該道路の路線名及び区間を告示することによつて行う。

（道路管理者の権限の代行）

第三十三条 道道又は道の区域内の市町村道に係る法第八十八条第二項の政令で定める割合は、前条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、同項の規定により国が負担する割合とする。

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）並びに法第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金を徴収する権限を行う。

- 2 国土交通大臣は、開発道路の新設又は改築を行う場合においては、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。
- 3 国土交通大臣は、開発道路の維持を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限その他の管理（第一項に掲げる権限並びに修繕及び災害復旧を除く。）を行う。
- 4 国土交通大臣は、開発道路の修繕又は災害復旧を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

5 第二条の規定は、第一項、第三項又は前項の規定により国土交通大臣が開発道路に関する工事又は維持を行い、完了し、又は廃止しようとする場合について準用する。

6 道路管理者は、開発道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合においては、その実施計画については、国土交通大臣に協議しなければならない。

(道等の負担額)

第三十四条の二 法第八十八条第三項の規定により道又は市町村が国庫に納付する負担金の額は、第三十二条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、国土交通大臣が行う道道又は市町村道の新設、改築又は災害復旧に要する費用の額（法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法第二十九条の規定による負担金（以下この条において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。次条において「負担基本額」という。）に、道又は市町村の負担割合（一から第三十二条第一項の規定により国が負担する割合を減じた割合とする。）を乗じて得た額（次条において「道等の負担額」という。）とする。

(負担基本額等の通知)

第三十四条の二の二 国土交通大臣は、法第八十八条第二項の規定に基づき道道又は市町村道について道路管理者の権限の全部又は一部を行なう場合においては、道又は当該市町村道の存する市町村に対して、負担基本額及び道道等の負担額を通知しなければならない。負担基本額又は道道等の負担額を変更した場合も、同様とする。

(道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助)

第三十四条の二の三 平成二十一年度以降九箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の七以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道が次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道又は道の区域内の市町村道

二 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

三 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

四 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

2 平成二十年度以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する

費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下この項において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この項において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の六）以内とする。

一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

三 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装

四 交通安全施設等整備事業として行われるもの

3 国は、道路管理者が道道又は道の区域内の市町村道について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三十三号）第二条の三に規定する事業に要する費用については、法第五十六条及び第八十五条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その二分の一（道路管理者が同令第四条に規定する通学路に該当する市町村道について実施する交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

（道路の附属物）

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

（立体交差とすることを要しない場合）

第三十五条 法第三十一条第一項ただし書及び第六項に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は次の各号に掲げるものとし、

法第四十八条の三ただし書に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は第一号及び第三号に掲げるものとする。

- 一 当該交差が一時的である場合
- 二 臨港線又は市場線である鉄道が港又は市場に近接して道路と交差する場合及び鉄道が停車場に近接した場所で道路と交差する場合で、立体交差とすることによつて道路又は鉄道の効用が著しく阻害される場合
- 三 立体交差とすることによつて増加する工事の費用が、これによつて生ずる利益を著しくこえる場合

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
  - 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築)

第三十五条の三 法第四十七条の六第一項の政令で定める道路の改築は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置
- 二 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）
- 三 横断歩道橋の設置

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第三十五条の四 法第四十八条の十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）
- 二 道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識
- 三 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）
- 四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

- 五 花壇その他道路の緑化のための施設
- 六 道路に接して設けられた公衆便所

(損失補償の裁決申請手続)

第三十六条 法第六十九条第三項又は第七十条第四項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 損失の事実
- 四 損失の補償の見積及びその内容
- 五 協議の経過

(手数料及び延滞金)

第三十七条 法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

2 法第七十三条第二項の規定により国が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

3 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県若しくは指定市又は法第二十七条第二項の規定により第四条第一項第四号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村が徴収すべきものに係る手数料及び延滞金については、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県若しくは指定市又は当該権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村が法第七十三条第二項の規定に基づく条例で定めている手数料及び延滞金の例による。

(不用物件の管理期間)

第三十八条 法第九十二条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、国道又は都道府県道を構成していた不用物件については四月とし、市町村道を構成していた不用物件については二月とする。ただし、橋、渡船施設、道路用エレベーター

等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（トンネルを除く。）及び道路の附属物であつた不用物件については、一月までその期間を短縮することができる。

（都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築）

第三十八条の二 法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、車道又は歩道の幅員の変更（歩道にあつては、その拡幅を除く。）及び交通島、中央帯又は植樹帯の設置とする。

第三十八条の三 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第十三号に掲げるものとする。

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十五号に掲げるものとする。

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第四項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

（権限の委任）

第三十九条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 法第二十条第三項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十五条第三項において準用する法第七条第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴くこと。

二 法第四十七条の三第一項の規定により限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定をし、同条第二項の規定により当該指定に係る道路の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

三 法第五十条第四項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。



- 四 法第五十六条の規定により主要な都道府県道又は市道を指定すること。
  - 五 法第九十六条第二項若しくは第三項の規定による再審査請求又は同条第四項の規定による審査請求に対して裁決をすること。
  - 六 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車を定めること。
  - 七 第十九条第三項第六号（第十九条の三の二において準用する場合を含む。）の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないこと（占用料の額の最低額の下限の額を定めることを含む。）ができる占用物件を定めること。
  - 八 第二十三条第一項から第五項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。
  - 九 第三十二条第一項の規定により開発道路を指定し、及び同条第二項の規定により意見を聴取すること。
  - 十 第三十四条第六項の規定により実施計画について協議すること。
  - 十一 第三十四条の二の二の規定により負担基本額及び道等の負担額を通知すること。
  - 十二 第三十四条の二の三第二項の規定により道路を指定し、及び同項第一号の規定により費用の額の上限を定めること。
  - 十三 第三十七条第一項の規定により手数料の額を定めること。
- 3 前項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものについては、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第七十五条第一項から第三項まで（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指示し、又は措置すること。
  - 二 法第七十七条第一項の規定により道路に関する調査を行わせ、又は地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととし、及び同条第二項の規定による報告を徴収すること。
  - 三 法第七十八条の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

- 一 道路上のさく又は駒止（こまどめ）
- 二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
- 三 道路標識、道路元標又は里程標
- 四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）
- 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場
- 六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの
- 七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝
- 八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

- 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。
- 5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

（国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指

定市が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

#### (都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

#### (市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合には、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合には、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

#### (管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

7 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、

これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二條の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に關する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に關する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合には、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的  
二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基いて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

（占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(入札対象施設等の入札占用指針)

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類
  - 二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
  - 三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期
  - 四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの
  - 五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
  - 六 占用料の額の最低額
  - 七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項
- 3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することが道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めなければならないものとする。
- 4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
- 5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。
- 6 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができる旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

- 一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合すること。



三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。  
四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

#### （入札占用計画の認定）

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

#### （原状回復）

第四十条 道路占有者は、道路の占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

#### （道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合には、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(違法放置等物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件(以下この条において「違法放置等物件」という。)が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。)に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置等物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を保管したときは、当該違法放置等物件の占有者等に対し当該違法放置等物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置等物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置等物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 5 道路管理者は、前項の規定による違法放置等物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置等物件を廃棄することができる。
- 6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 第一項から第四項までに規定する違法放置等物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等の負担とする。
- 8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置等物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は、当該違法放置等物件を保管する道路管理者に帰属する。

（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
- 2 道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を櫛（*th*）引している場合にあつては当該櫛（*th*）引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

- 2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。
- 3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

(限度超過車両の通行の許可等)

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両(次条第一項及び第七十二条の二第一項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあっては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

(限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等)

第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路(高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。)について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可(国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。)の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの(次項及び第六項において「許可基準等」という。)を国土交通大臣に提供しなければならない。

- 5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。
- 6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。
- 7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。
- 9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（車両の通行に関する措置）

- 2 第四十七条の四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対し、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（道路の立体的区域の決定等）

- 4 第四十七条の七 道路管理者は、道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。）の上の空間又は地下（当該道路の区域内の空間又は地下を除く。）に交通確保施設（歩行者の一般交通の用に供する通路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。）を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的と

する民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

（道路一体建物に関する協定）

第四十七条の八 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

- 一 協定の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）
- 二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担
- 三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担
- イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限
- ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り

- ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整
- ニ 道路又は道路一体建物の損害が生じた場合の措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

（道路保全立体区域内の制限）

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(国道の管理に関する費用負担の特例等)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 指定区間内の国道の災害復旧に要する費用は、国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担する。

3 第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

4 第一項の場合において、国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

5 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に關する費用負担)

第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に關する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に關する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

(市町村の分担金)

- 第五十二条 前三条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。
- 2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付又は支出)

- 第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合、指定区間内の国道の災害復旧を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行った後、都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項若しくは第四項又は第五十一条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。
- 2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第四項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による市町村の分担金は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(道路に関する費用の補助)

- 第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するため必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(受益者負担金)

- 第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
- 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。

(道路管理者等の監督処分)

- 第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、



承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分を違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分を違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6 道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

（負担金等の強制徴収）

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、

料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

#### （道路の附属物の新設又は改築）

第八十五条 国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。

2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。

3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

#### （道路予定区域）

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(権限の委任)

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定については、この限りでない。

第一百九条 第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

○ 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）

（踏切道改良促進法の一部改正）

第一条 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「立体交差化、構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。以下同じ。）、歩行者等立体横断施設（横断歩道橋その他の歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な施設であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備又は保安設備の整備」を「踏切道改良基準（安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。）に適合する改良の方法」に、「ものについて、その改良の方法を定めて、」を「ものを」に改め、同条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備又は保安設備の整備」を「踏切道改良基準に適合する改良の方法」に改め、「その改良の方法を示して」を削り、同条第三項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備（以下「立体交差化等」という。）に係るものにあつては」及び「保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の」を削り、同条第四項中「立体交差化等に係るものにあつては」を「国土交通省令で定めるところにより、」に改め、「保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し」を削る。

第四条の見出しを「（地方踏切道改良計画）」に改め、同条第一項中「であつて立体交差化等に係るもの」を削り、「ついでに指定」を「係るもの」に、「当該踏切道について立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画（以下「立体交差化計画等」という。）を「当該指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）」に改め、同条第十項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「及び道路管理者」の下に「（第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改良協議会）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により立体交差化計画等を作成するとき」を「第二項第三号の期間」に、「同項の期間を経過した後」に当該踏切道を改良することをその内容」を「当該期間を超える期間」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 第二項第四号に掲げる事項には、道路協力団体（道路法第四十八条の二十第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下同じ。）による歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができる。

6 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

7 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道改良計画を作成しようとする場合において、第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならない。

第四条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

二 踏切道の改良の方法

三 踏切道の改良に要する期間

四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第二号の改良の方法は、踏切道改良基準に適合するものでなければならない。

第四条第十二項を削り、同条第十三項中「(第十一項において準用する場合を含む。)」を削り、「立体交差化計画等又は前項の規定により提出された保安設備整備計画(以下単に「保安設備整備計画」という。)」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

第四条第十四項中「第十項(第十一項)」を「第十一項(前項)」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「立体交差化計画又は同条第六項」を「地方踏切道改良計画又は第五条第一項」に、「立体交差化計画(当該立体交差化計画)」を「国踏切道改良計画(当該国踏切道改良計画)」に改め、「係る」の下に「立体交差化による」を加え、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「政令で定める鉄道事業者」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者(政令で定める者に限る。)」に、「保安設備整備計画の」を「その」に改め、同条第二項中「前項の政令で定める」を「前項に規定する」に、「保安設備整備計画の実施に要する」を「同項の」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「による指定であつて立体交差化等に係るものがあつた場合における当該踏切道の立体交差化等による」を「により指定された踏切道(次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。)」の「」に改め、「費用」の下に「(次項の費用を除く。)」を加え、同条第二項中「保安設備整備計画」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第三条第一項の規定により定められた」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「又は鉄道事業者」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第八条とする。

第五条第一項中「(立体交差化等に係るものに限る。)」を削り、「同項の規定により定められた」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「前条第一項(同条第十一項)」を「第四条第一項(同条第十三項)」に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画を」に、「同条第六項」を「第五条第一項」に、「立体交差化計画等が」を「国踏切道改良計画が」に、「(当該立体交差化計画等)」を「(当

該国踏切道改良計画」に、「当該立体交差化計画等」を「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画」に改め、同条第三項を削り、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(国踏切道改良計画)

第五条 国土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。)をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「国踏切道改良計画」という。)を作成するものとする。

2 国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

二 踏切道の改良の方法

三 踏切道の改良に要する期間

四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と、同条第五項中「第二項第四号」とあるのは「次条第二項第四号」と、「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣である道路管理者」と、同条第六項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

第六条 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者

二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事

三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 関係市町村長

二 道路協力団体

三 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 利便施設協定（第四十八条の十七―第四十八条の十九）」を「第七節 利便施設協定 第八節 道路協力団体

（第四十八条の十七―第四十八条の十九）」

に改める。

第四十四条の二の見出しを「（違法放置等物件に対する措置）」に改め、同条第一項中「積載物」の下に「、道路に設置された看板」を加え、「放置された物件」を「放置され、又は設置された物件」に、「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、「又は交通に危険を及ぼしている」を「若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがある」に、「当該違法放置物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができない」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「違法放置物件を」を「違法放置等物件を」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

第四十四条の二第二項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第三項中「違法放置物件を」を「違法放置等物件を」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第四項及び第五項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第七項中「違法放置物件の除去」を「違法放置等物件の除去」に、「当該違法放置物件」を「当該違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第八項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第四十七条の七に次の二項を加える。

- 2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。）の上の空間又は地下（当該道路の区域内の空間又は地下を除く。）に交通確保施設（歩行者の一般交通の用に供する通路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。）を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。
  - 3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。
- 第三章に次の一節を加える。

#### 第八節 道路協力団体

##### （道路協力団体の指定）

- 第四十八条の二十 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。
- 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

##### （道路協力団体の業務）

- 第四十八条の二十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
    - 二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。
    - 三 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
    - 四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
    - 五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
    - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- （監督等）
- 第四十八条の二十二 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。



2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。  
(情報の提供等)

第四十八条の二十三 国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の二十四 道路協力団体が第四十八条の二十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

(踏切道の改良への協力)

第四十八条の二十五 道路協力団体は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第四条第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。)に規定する同意をした同条第一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。)に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該同意地方踏切道改良計画等に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道(同法第二条に規定する踏切道をいう。)の改良に協力するものとする。

第九十条第二項中「(昭和二十三年法律第七十三号)」を削る。

第九十四条第四項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十三号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同項中第三十七号を第三十八号とし、第三十三号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 道路法第四十八条の二十四の規定により協議すること。

第八条第二項中「又は第三十五号」を「第三十三号又は第三十六号」に、「又は第十五号」を「第十五号又は第三十三号」に改め、同条第三項中「若しくは第三十一号」を「第三十一号若しくは第三十三号」に、「第一項第三十五号」を「第一項第三十六号」に改め、同項ただし書中「まで」の下に「又は第三十三号」を加え、同条第四項及び第五項中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第九項中「第三十三号」を「第三十四号」に改める。

第九条第一項第十号及び第九項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十七条第一項第十九号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同項中第三十四号を第三十五号とし、第二十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 道路法第四十八条の二十四の規定により協議すること。

第十七条第二項中「又は第三十一号」を「、第二十九号又は第三十二号」に改め、同項ただし書中「又は第十二号」を「、第十二号又は第二十九号」に改める。

第三十条第一項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。

十 道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十一 道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

第三十一条第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。

八 道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

九 道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

第三十五条（見出しを含む。）中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第五十四条第一項中「第八条第一項第三十四号又は第十七条第一項第三十号」を「第八条第一項第三十五号又は第十七条第一項第三十一号」に改める。

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）

（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用）

第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占用とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項第二号に掲げる物件で国土交通省令で定めるもの

二 道路法第三十二条第一項第五号に掲げる施設

三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路附属地に設けるもの並びに同条第九号、第十号及び第十三号に掲げる施設

（指定都市高速道路に係る人口五十万以上の市）

第二条 法第十二条第一項第一号の政令で指定する人口五十万以上の市は、名古屋市、北九州市、札幌市、福岡市及び広島市とする。

（整備計画に定める事項）

第三条 法第十二条第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路線名及び新設し、又は改築する区間
- 二 車線数（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）
- 三 設計速度（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）
- 四 連結位置及び連結予定施設
- 五 新設又は改築に要する費用の概算額
- 六 その他必要な基本的事項

（貸付金の償還方法）

第四条 法第二十条第一項の規定による貸付金（次項において「貸付金」という。）の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、国土交通大臣の定める年賦償還の方法によるものとする。

2 国は、法第二十条第一項の規定により資金の貸付けを受けた地方道路公社又は有料道路管理者である地方公共団体が、当該貸付けに係る道路が災害を受けたことにより、償還金の支払をすることが著しく困難となった場合においては、貸付金の償還期限を延長することができる。

この場合においては、当該償還期限の延長については、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四号）第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

(料金により償う会社管理高速道路の管理に要する費用の範囲)

第五条 法第二十三条第一項第一号の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 維持に要する費用及び当該維持に係る事務取扱費
- 二 修繕(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が法第二条第四項に規定する会社(以下単に「会社」という。)からその費用に係る債務を引き受けるものを除く。)に要する費用及び当該修繕に係る事務取扱費
- 三 災害復旧(機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものを除く。)に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費
- 四 法第五条第一項の規定による措置又は同条第二項の規定による供用の拒絶に要する費用及び当該措置又は供用の拒絶に係る事務取扱費
- 五 法第八条第五項の規定による書類の経由に関する事務取扱費
- 六 法第八条第七項の規定による委託に基づき行う事務に係る事務取扱費
- 七 法第九条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費
- 八 法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法及び高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の規定に基づき会社が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費
- 九 料金、割増金及び負担金(法第三十五条又は第四十条第一項の規定により読み替えて適用する道路法の規定により会社が負担を求めものに限る。)の徴収に要する費用並びに当該徴収に係る事務取扱費
- 十 前各号に掲げる費用の財源に充てるための社債又は借入金利息の支払に要する費用

(料金により償う地方道路公社の行う一般国道等の維持、修繕等に要する費用の範囲)

第六条 法第二十三条第一項第二号の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費
- 二 災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費
- 三 法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費
- 四 法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法の規定に基づき地方道路公社が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費
- 五 料金、割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の徴収に要する費用並びに当該徴収に係る事務取扱費
- 六 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金利息の支払に要する費用

(料金により償うその他の道路の管理に要する費用の範囲)

第七条 法第十条第一項又は第十一条第一項の許可に係る道路に係る法第二十三条第一項第三号の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 新設又は改築に要する費用及び当該新設又は改築に係る事務取扱費
- 二 維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費

- 三 災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費
- 四 法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費
- 五 法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法の規定に基づき地方道路公社が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費
- 六 料金、割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の徴収に要する費用並びに当該徴収に係る事務取扱費
- 七 国土交通省令で定める損失補てん引当金に充てるために要する費用
- 八 法第五十条第一項の許可に係る高速道路又は同条第五項の許可に係る道路にあつては、地方道路公社が、同条第一項の協議又は同条第五項の同意を得る際の協議に基づき、当該高速道路又は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理のために会社又は有料道路管理者が要した費用を支弁するのに要する費用
- 九 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金利息の支払に要する費用
- 2 法第十二条第一項の許可に係る道路に係る法第二十三条第一項第三号の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。
  - 一 前項第一号から第七号までに掲げる費用
  - 二 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定により地方道路公社が負担する費用
  - 三 前二号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金利息の支払に要する費用
- 3 法第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出に係る道路に係る法第二十三条第一項第三号の政令で定める費用は、次に掲げる費用の財源に充てるための地方債又は一時借入金元本の償還及び利息の支払に要する費用とする。
  - 一 新設又は改築に要する費用
  - 二 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により受ける利益に照らし必要と認められる場合にあつては、維持及び修繕に要する費用並びに料金の徴収に要する費用及び当該徴収に係る事務取扱費
  - 三 法第四十九条第一項の許可に係る高速道路にあつては、同項の道路管理者が同項の協議に基づき、当該高速道路の新設又は改築のために会社が要した費用を支弁するのに要する費用

（全国路線網に属する会社管理高速道路等に係る料金の額の基準）

- 第八条 会社管理高速道路（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路（以下「全国路線網高速道路」という。）及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路（以下「地域路線網高速道路」という。）に限る。以下この条において同じ。）又は法第十二条第一項の許可に係る道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。
- 一 会社管理高速道路について法第三条第一項又は第六項の料金の額を定めようとするときには、機構法第十三条第一項に規定する協定（以下「協定」という。）の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分。次条第一号において同じ。）ごとに、料金の徴収期間において徴収することとなる料金の額の合計額（以下「料金徴収総

額」という。)が、当該徴収期間において支払うこととなる法第二十三条第一項第一号の貸付料の額の合計額及び当該徴収期間において必要となる当該高速道路に係る第五条各号に掲げる費用の額の合計額の合算額から当該徴収期間において徴収することとなる当該高速道路に係る割増金及び負担金の額その他得ることとなる当該高速道路に係る高速道路株式会社(平成十六年法律第九十九号)第五条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に係る同項第六号の事業を含む。)に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。

二 法第十三条第一項の料金を定めようとするときには、自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路で国土交通大臣が定めるもの(以下「密接関連指定都市高速道路」という。)ごとに、料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該密接関連指定都市高速道路に係る前条第二項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間において徴収することとなる当該密接関連指定都市高速道路に係る割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の額、当該密接関連指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費の一部として国又は地方公共団体から受けることとなる補助に係る額その他得ることとなる当該密接関連指定都市高速道路に係る地方道路公社法第二十一条第一項の業務に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。

三 前二号の料金を定めた後、当該料金の徴収期間を通じて、次のイからニまで(法第十二条第一項の許可に係る道路にあつては、イ、ハ及びニ。以下この号において同じ。)に掲げる額が、当該料金の額を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからニまでに定める額と著しく異なるものであること。

イ 既に徴収した料金の額及び徴収することとなる料金の額の合計額 料金徴収総額

ロ 既に支払った法第二十三条第一項第一号の貸付料の額及び支払うこととなる当該貸付料の額の合計額 第一号の貸付料の額の合計額

ハ 既に必要となつた第五条各号又は前条第二項各号に掲げる費用の額及び必要となる当該費用の額の合計額 第一号又は前号の費用の額のそれぞれの合計額

ニ 既に得た第一号又は前号の収入の額及び得ることとなる当該収入の額の合計額 第一号又は前号の収入の額のそれぞれの合計額

四 当該道路の効率的な利用の確保を図るために適切なものであること。

五 法第二十四条第二項の規定により人から徴収する料金の額は、少なくとも十二歳以上の者及び十二歳未満の者ごとに定めるものと。

(その他の道路に係る料金の額の基準)

第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。

一 会社管理高速道路(全国路線網高速道路及び地域路線網高速道路を除く。)について法第三条第一項又は第六項の料金の額を定めようとするときには、協定の対象となる高速道路ごとに、料金徴収総額が、料金の徴収期間において支払うこととなる法第二十三条第一項第一号の貸付料の額の合計額及び当該徴収期間において必要となる当該高速道路に係る第五条各号に掲げる費用の額の合計額の合算額から当該徴収期間において徴収することとなる当該高速道路に係る割増金及び負担金の額その他得ることとなる当該高速道路に係る高速道路株式会社法第五条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に係る同項第六号の事業を含む。)に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する

額を控除した額に見合う額とすること。

二 法第十条第一項若しくは第四項又は第十一条第一項若しくは第四項の料金の額を定めようとするときは、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第七条第一項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間において徴収することとなる当該道路に係る割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の額、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費の一部として国又は地方公共団体から受けることとなる補助に係る額その他得ることとなる当該道路に係る地方道路公社法第二十一条第一項の業務に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。

三 法第十五条第一項又は第四項の料金の額を定めようとするときは、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第六条各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間において徴収することとなる当該道路に係る割増金、占用料、連結料、負担金、手数料及び延滞金の額、当該道路の維持、修繕その他の管理に要する経費の一部として国又は地方公共団体から受けることとなる補助に係る額その他得ることとなる当該道路に係る地方道路公社法第二十一条第一項の業務に係る料金以外の収入の額の合計額に相当する額を控除した額に見合う額とすること。

四 法第十八条第一項又は第十九条第一項の料金の額を定めようとするときは、当該道路の料金徴収総額が、料金の徴収期間において必要となる当該道路に係る第七条第三項の費用の額の合計額に見合う額とすること。

五 前各号の料金の額を定めた後、当該料金の徴収期間を通じて、次のイからニまで（法第十条第一項、第十一条第一項又は第十五条第一項の許可に係る道路にあつてはイ、ハ及びニ、法第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による届出に係る道路にあつてはイ及びハ。以下この号において同じ。）に掲げる額が、当該料金の額を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからニまでに定める額と著しく異なるものであること。

イ 既に徴収した料金の額及び徴収することとなる料金の額の合計額 料金徴収総額

ロ 既に支払った法第二十三条第一項第一号の貸付料の額及び支払うこととなる当該貸付料の額の合計額 第一号の貸付料の額の合計額

ハ 既に必要となつた第五条各号、第六条各号若しくは第七条第一項各号に掲げる費用又は同条第三項に規定する費用の額及び必要となる当該費用の額の合計額 前各号の費用の額のそれぞれの合計額

ニ 既に得た第一号から第三号までの収入の額及び得ることとなる当該収入の額の合計額 第一号から第三号までの収入の額のそれぞれの合計額

六 法第二十四条第一項本文の規定により高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路を通行し、又は利用する車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）から徴収する料金の額は、道路の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。

イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十人以下のもの

ロ 道路運送車両法第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十一人以上のもの

- ハ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車
  - ニ 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車
  - ホ 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車
  - ヘ 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車
  - ト 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車
  - チ 道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両
  - リ イからチまでに掲げる車両以外の車両
- 七 法第二十四条第二項の規定により人から徴収する料金の額は、少なくとも十二歳以上の者及び十二歳未満の者ごとに定めるものと。

(料金の徴収期間の基準)

第十条 法第二十三条第四項の政令で定める料金の徴収期間の基準は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造及び工法その他当該道路の状況に照らして適切なものであること。
- 二 法第十五条第一項の許可に係る道路にあつては、当該道路の料金の徴収期間の満了の日が同項の許可の日から起算して四十五年を超えないものであること。

(料金を徴収しない車両)

第十一条 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

(占用料の額及び徴収方法等)

第十二条 法第三十三条の規定により会社管理高速道路（高速自動車国道を除く。次項において同じ。）又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する道路法施行令第十九条第一項から第三項まで並びに第十九条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社管理高速道路等」という。）」と、同条第二項及び第三項並びに同令第十九条の二第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と、同令第十九条の二第一項中「納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）」とあるのは「納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）」と、同令第十九条第三項中「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」とする。



2 法第三十三条の規定により会社管理高速道路又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第三十九条の二第五項の規定による占用料の額の最低額に関する道路法施行令第十九条の三の二の規定の適用については、同条中「同条第一項本文中」とあるのは「同条第一項本文中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「会社管理高速道路等」という。）」と、「国土交通大臣」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」と、「同条第三項中」とあるのは「同条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と、「指定区間内の国道」とあるのは「会社管理高速道路等」と、とする。

#### （連結料の徴収方法）

第十三条 法第三十四条第一項の規定により会社管理高速道路（高速自動車国道を除く。）又は公社管理道路について読み替えて適用する道路法第四十八条の七第一項の規定による連結料の徴収方法に関する道路法施行令第十九条の十八の規定の適用については、同条第一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路又は同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路」と、同条第二項中「納入告知書」とあるのは「納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面」と、同条第三項ただし書中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等」とする。

#### （手数料及び延滞金）

第十四条 法第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

2 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

3 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

4 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

#### （道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定

による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）	地方道路公社
第二条第二項第六号	第十八条第一項に規定する道路管理者	会社	地方道路公社
第十八条第一項	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	地方道路公社
決定して	決定して	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの

<p>第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p>	<p>規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p>
<p>第十九条の二第一項</p>	<p>道路管理者（</p>	<p>道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。</p>	<p>道路管理者（当該他の道路が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは当該他の地方道路公社。</p>
<p>第十九条の二第二項</p>	<p>そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>	<p>当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣</p>
<p>第十九条の二第三項</p>	<p>国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>	<p>関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は</p>

第十九条の二第五項		第二十条第三項		第二十条第四項及び第五項、第三十一条第三項
共用管理施設関係道路管理者は	当該道路の道路管理者	国土交通大臣以外の道路管理者	当該道路の道路管理者  そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）	第七条第六項
当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社  独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社  独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下この条において同じ。）	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社  国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣	第七条第六項前段
当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	地方道路公社	地方道路公社	国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣	第七条第六項前段

<p>第二十条第六項</p>	<p>第二十条第五項</p>			<p>第二十条第四項</p>		
<p>道路管理者と</p>	<p>道路管理者</p>	<p>若しくは都道府県知事が裁定</p>	<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項</p>	<p>「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替える</p>	<p>当該道路の道路管理者又は</p>	<p>主務大臣又は都道府県知事</p>
<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社</p>	<p>が裁定</p>	<p>第三項</p>	<p>読み替える</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは会社又は</p>	<p>主務大臣</p>
<p>地方道路公社と</p>	<p>地方道路公社</p>	<p>が裁定</p>	<p>第三項</p>	<p>読み替える</p>	<p>地方道路公社又は</p>	<p>主務大臣</p>

第二十一条	協議	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議	地方道路公社が協議
第二十一条、第二十二條第一項	道路管理者	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	地方道路公社
第二十二條の二	道路管理者は	会社は	地方道路公社は
第二十二條の二、第二十四條	道路管理者以外	道路管理者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外	道路管理者及び地方道路公社以外
第二十三條第一項、第三十八條、第四十二條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項	道路管理者	会社	地方道路公社
第二十四條	道路管理者の	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の	地方道路公社の
第三十一條第二項	国土交通大臣以外の道路管理者	会社	地方道路公社
第三十一條第三項	当該道路の道路管理者、	会社、 読み替える	地方道路公社、 読み替える
	、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」		

<p>第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七、第四十八條第二項及</p>	<p>第三十二条第一項</p>	
	<p>道路管理者</p>	<p>とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。」と読み替へる</p>
	<p>機構</p>	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）</p>
	<p>地方道路公社</p>	<p>地方道路公社</p>

<p>び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十二、第四十八條の二十四、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第八十七條第一項、第九十一條第三項、第九十六條第五項</p>			
<p>第三十九條の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>機構</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>第三十九條の二第七項</p>	<p>入札占用指針</p>	<p>機構が入札占用指針</p>	<p>地方道路公社が入札占用指針</p>
<p>第三十九條の四第四項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>機構は</p>	<p>地方道路公社は</p>
<p>第三十九條の五第二項</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>機構</p>	<p>当該地方道路公社</p>
<p>第四十一條</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、機構が</p>	<p>道路管理者は、地方道路公社が</p>
<p>第四十四條の二第一項か</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者、機構及び会社</p>	<p>道路管理者及び地方道路公社</p>
<p>第四十四條の二第一項か</p>	<p>道路管理者</p>	<p>機構又は会社</p>	<p>地方道路公社</p>



<p>ら第五項まで、第六十七 条の二第二項から第五項 まで、第九十五条の二</p>	<p>第四十五条第一項、第四 十七条の五、第四十七 条の八第一項、第四十八 条の十一第二項</p>		<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>第四十七條の二第三項</p>	<p>第四十八條の五第二項</p>
	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者が</p>	<p>協定を</p>	<p>の 当該自動車専用道路の道路管理者 の 自動車専用道路の道路管理者（次 項及び第四十八條の七から第四十</p>
	<p>機構及び会社</p>	<p>前項</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置 法第八条第一項第二十六号若しく は第十七条第一項第二十二号の規 定により道路管理者に代わつてこ れらの権限を行う者が</p>	<p>機構が協定を</p>	<p>機構は、当該連結許可の申請に係 る施設が第二号</p>
	<p>地方道路公社</p>	<p>前項</p>	<p>道路管理者又は道路整備特別措置法 第八条第一項第二十六号若しくは第 十七条第一項第二十二号の規定によ り道路管理者に代わつてこれらの権 限を行う者が</p>	<p>地方道路公社が協定を</p>	<p>地方道路公社は、当該連結許可の申 請に係る施設が第二号</p>

<p>第六十七条の二第一項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>機構若しくは会社</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>第七十一条第四項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>機構若しくは会社</p>	<p>地方道路公社</p>
<p>第九十一条第一項</p>	<p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下</p>	<p>会社</p>	<p>地方道路公社</p>

八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号

同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可

基づく処分

基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの

基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの

連結許可

連結許可

第九十三条	道路管理者の	この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	
		機構の	
第九十五条の二第二項	当該道路管理者	第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項	当該会社
			第四十五条第一項
第九十五条の二第二項	設け、 制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする	設け、又は 制限しようとする	設け、又は
			制限しようとする
第九十五条の二第二項	設け、又は	設け、又は	設け、又は
			制限しようとする

2 法の規定により有料道路路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）
第二条第二項第六号及び第七号	第十八条第一項に規定する道路管理者	有料道路管理者
第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一	道路管理者	有料道路管理者

---

項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の八、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十一第二項、第四十八條の十二、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十

---

<p>八第一項から第三項まで、第四十八条の二十から第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第九十三条第四号及び第五号、第一百四十一条第一号、第三号及び第四号、第一百五十一条、第一百六十一条</p>	
<p>第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>
	<p>有料道路管理者</p>

<p>第二十条第三項、第三十一条第二項</p>	<p>国土交通大臣以外の道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第二十条第四項</p>	<p>指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第二十条第五項</p>	<p>第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項</p>	<p>第三項</p>
<p>第二十条第六項</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>有料道路管理者と</p>
<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>
<p>第三十一条第三項</p>	<p>指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者</p>	<p>当該有料道路管理者</p>
<p>第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第</p>	<p>条例（指定区間内の国道にあつては、政令）</p>	<p>条例</p>

四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項	第三十九條第二項	但し、条例で定める場合においては	この場合において
第三十九條の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	同項の条例	同項の条例
第四十八條の五第一項	当該条例又は当該政令	当該条例	当該条例
第四十八條の五第二項	当該自動車専用道路の道路管理者	有料道路管理者	有料道路管理者
第四十八條の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八條の七から第四十八條の十までにおいて単に「道路管理者」という。）	有料道路管理者	有料道路管理者
第五十四條の二第一項、第五十五條第一項	は 第四十九條から第五十一条までの規定により国又は	第四十九條の規定により有料道路管理者である	第四十九條の規定により有料道路管理者である
第五十五條第一項及び第四項	国土交通大臣又は当該道路の道路管理者	有料道路管理者	有料道路管理者
第五十五條第二項	第二十条第二項及び第三項	第二十条第三項	第二十条第三項
第五十五條第三項	道路管理者である	有料道路管理者である	有料道路管理者である
第六十四條第一項	第二十五條の規定に基づく料金	第三十九條の規定に基づく占用料	第三十九條の規定に基づく占用料
	道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の	有料道路管理者	有料道路管理者

	<p>国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う 都道府県若しくは指定市</p>	
<p>第七十一条第四項</p>	<p>基づく処分</p>	<p>基づく処分 で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの</p>
<p>第七十五条第二項第二号、第九十条第一項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>有料道路管理者の</p>
<p>第八十五条第二項</p>	<p>都道府県道又は市町村道に</p>	<p>道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に</p>
<p>第八十五条第三項</p>	<p>都道府県道又は市町村道の道路管理者  道路の附属物の新設又は改築に</p>	<p>道路の有料道路管理者  道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の附属物の新設又は改築に</p>
<p>第九十一条第二項</p>	<p>道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第九十一条第二項</p>	<p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は</p>	<p>有料道路管理者</p>



第九十三条	当該道路管理者	改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）
	都道府県又は市町村である道路管理者	
第九十六条第二項	当該都道府県の知事又は当該市町村の長	当該有料道路管理者である都道府県又は市町村の長
	道路管理者がした	有料道路管理者がした

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号の規定により道路管理者に代わって機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下単に「会社」という。）

第二十二條第二項第六号	第十八条第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	会社
第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣	会社
第二十一条、第二十二條第一項	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
第二十二條の二	道路管理者は	国土交通大臣は	会社は
第二十二條の二、第二十四條	道路管理者以外	国土交通大臣以外	国土交通大臣、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外
第二十三條第一項、第三十八條第一項、第四十二條第一項、第九十一条第二項、第九十二條第四項	道路管理者	国土交通大臣	会社
第二十四條	道路管理者の	国土交通大臣の	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の
第三十二條第一項	道路管理者	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）
第三十二條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の	道路管理者	国土交通大臣	機構

<p>二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項</p>	<p>道路管理者が</p>	<p>国土交通大臣が</p>	<p>会社が</p>
<p>第三十八条第二項、第七十条第一項</p>	<p>道路管理者が</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>当該会社</p>
<p>第三十八条第二項、第九十三条</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>当該会社</p>
<p>第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>	<p>機構は</p>
<p>第三十九条の二第二項</p>	<p>道路管理者の</p>	<p>国の</p>	<p>機構の</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構</p>
<p>第三十九条の四第四項</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構</p>
<p>第四十一条</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>国土交通大臣、機構及び会社</p>
<p>第四十四条の二第一項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構又は会社</p>
<p>第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>機構及び会社</p>
<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>一の道路の道路管理者が行う</p>	<p>国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う</p>	<p>機構又は一の道路の道路管理者が行う</p>
<p>第四十七条の二第三項</p>	<p>当該一の道路の道路管理者</p>	<p>国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者</p>	<p>機構又は当該一の道路の道路管理者</p>
<p>第四十七条の二第三項</p>	<p>他の道路の道路管理者</p>	<p>他の道路の道路管理者又は国土交通大臣</p>	<p>他の道路の道路管理者又は機構</p>
<p>第四十七条の二第三項</p>	<p>一の道路の道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十六号若しくは第十七条第一項第二十二号の規定により道路管理者に代わってこれらの権限</p>

第六十七条の二第一項	道路管理者	国土交通大臣	を行う者
第六十九条、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項	道路管理者	国	機構若しくは会社
第七十条第一項	道路管理者は	国は	会社は
第七十条第三項及び第四項	道路管理者又は	国又は	会社又は
第七十七条第一項	道路管理者	国	会社
第九十一条第一項	国土交通大臣及び道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣及び機構
第九十三条	道路管理者の 当該道路の道路管理者	国土交通大臣の 国土交通大臣	機構の 会社

(高速自動車国道法の規定の適用についての技術的読替え)

第十七条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理についての法第五十四条第一項の規定による高速自動車国道法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七條第一項、第十一條の二第一項、第二項及び第五項、第十一條の五第二項、第十一條の六、第十一條の七、第十一條の八第一項、第十四條第二項及び第三項、第十八條、第十九條第一項	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
第七條第一項	決定して	決定し、国土交通大臣は

第七條の二第一項	国土交通大臣  以下同じ。	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）  以下同じ。）（当該他の道路が国土交通大臣が管理する高速自動車国道であるときは国土交通大臣、他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社
第八條第一項	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社（他の工作物の管理者が当該会社であるときは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構。以下この条において同じ。）
第八條第二項	場合においては  あらためて協議する	場合において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社から当該他の工作物の主務大臣と協議することを求められたときは  協議する
第八條第三項	、国土交通大臣	、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社
第八條第四項	国土交通大臣と	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社と
第十一條の二第一項	前条各号に掲げる施設（高速自動車国道を除く。）	次項第三号に掲げる施設
第十一條の二第二項	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号	第三号

第十一条の二第五項	前条第二号から第四号まで	第二項第三号
第十六条	国土交通大臣	会社
第十七条第二項	国土交通大臣	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社
第二十四条の二	、国土交通大臣 「国土交通大臣	、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社 「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社

（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え）  
第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
第十九条の三の三第一項	えられる字句	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
	道路管理者は	地方道路公社は
	当該道路管 理者	当該地方道路公社
	機構	
	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は	

第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで	道路管理者	機構	地方道路公社
第十九条の六第一項第一号	道路管理者	機構又は会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）	地方道路公社
第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四	道路管理者	機構又は会社	地方道路公社
第三十四条の三第二号	道路管理者 又は法第七 七条第四項 の規定によ り歩道の新 設等を行う 指定市以外 の市町村	会社	地方道路公社

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の三第一項	指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十

	<p>都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村</p>	<p>八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）</p>
<p>第十九条の三の三、第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四</p>	<p>道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>
<p>第三十四条の三第二号</p>	<p>道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村</p>	<p>有料道路管理者</p>

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十三年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>	<p>第四欄</p>
<p>第十九条の二第一項</p>	<p>納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）</p>	<p>納入告知書</p>	<p>納入すべき金額、期限及び場所を記載した書面</p>
<p>第十九条の三第一項</p>	<p>指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係</p>	<p>国</p>	<p>機構</p>



	第十九条の三の三	道路管理者は	国土交通大臣は	機構は	
	第一項	当該道路管理者	国土交通大臣	機構	
	第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の十二から第十九条の十四まで	道路管理者	国土交通大臣	機構	
	第十九条の六第一項第一号	当該道路管理者	関係地方整備局又は北海道開発局	当該機構又は会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）	
	第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項	道路管理者は	国土交通大臣は	機構又は会社は	
	第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第一項第一号及び第二項	当該道路管理者	関係地方整備局又は北海道開発局	当該機構又は会社	
	第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第三十条の四	道路管理者	国土交通大臣	機構又は会社	
第三十四条の三第二号		道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定	国土交通大臣	会社	

(車両制限令の規定の適用についての技術的読替え)

第十九条 法の規定により機構及び会社若しくは地方道路公社が行う道路(高速自動車国道を除く。)の管理又は有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市町村道に限る。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)の規定の適用については、同令第三条第一項第二号イ中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第七項に規定する機構等(以下単に「機構等」という。)

若しくは同法第十八条第四項に規定する有料道路管理者(以下単に「有料道路管理者」という。)

と、同項第三号、同令第五条第三項、第六条第一項、第七条並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構等又は有料道路管理者」と、同令第五条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構等若しくは有料道路管理者」とする。

2 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による車両制限令の規定の適用については、高速自動車国道法施行令第十四条の規定により読み替えられた車両制限令第三条第一項第三号、第七条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。

(高速自動車国道法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第二十条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定による高速自動車国道法施行令の規定の適用については、同令第九条第二項中「納入告知書」とあるのは「納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面」と、同条第三項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)

と、同令第十条第一項及び第二項中「国」とあるのは「機構」と、同条第四項中「国土交通大臣」とあるのは「機構」とする。

○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（道路法及び高速自動車国道法の適用等）

- 第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十五号又は第十七条第一項第三十一号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 機構は、前項の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の三第二項の規定により協議をしようとする場合においては、あらかじめ、会社の意見を聴き、かつ、その協議を行ったときは、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
  - 3 道路法第十条、第二十四条の二、第七十四条及び第八十五条の規定は、会社管理高速道路又は公社管理道路については、適用しない。
  - 4 この法律の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う機構等は、道路法第八章（第九十九条を除く。）の規定の適用については道路管理者とみなし、高速自動車国道法第四章（第三十三条を除く。）の規定の適用については国土交通大臣とみなす。

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）

（予定路線）

第一条 高速自動車国道法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により予定路線を定める場合においては、その路線名、起点、終点及び主たる経過地を明らかにしてしなければならない。

2 法第三条第三項の政令で定める事項は、予定路線の路線名、起点、終点及び主たる経過地とする。

（整備計画）

第二条 法第五条第一項の整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 経過する市町村名（経過地を明らかにするため特に必要があるときは、当該市町村内の経過地の名称とすること。）

二 車線数（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）

三 設計速度（区間により異なるときは、区間ごとに明らかにすること。）

四 連結位置及び連結予定施設

五 工事に要する費用の概算額

六 その他必要な事項

2 法第五条第三項の整備計画には、前項に掲げる事項で当該改築に係るものを定めなければならない。

3 第一項又は前項の整備計画は、必要があるときは、新設又は改築する高速自動車国道の区間を分けて定めることができる。

4 法第五条第四項の政令で定める事項は、第一項第一号から第五号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあつては、国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第五条第一項に規定する建設線の国土開発幹線自動車道建設法施行令（昭和三十二年政令第二百五十一号）第一条第五号の連結地に係るものに限る。）とする。ただし、法第五条第一項又は第三項の規定により整備計画を変更しようとする場合においては、次に掲げるものを除く。

一 第一項第二号に掲げる事項のうち、全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通省令で定めるもの

二 第一項第五号に掲げる事項のうち、減額に係るもの及び天災による工期の延長その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由による増額（国土交通省令で定める範囲内のものに限る。）に係るもの

（区域の決定の公示等）

第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 路線名

二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項

イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。） 高速自動車国道の存する市町村ごとの敷地の幅員（当該市町村内の敷地の幅員が異なる

るときは、その最大幅員及び最小幅員）及びその延長

ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の七の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長

ハ 区域の変更の場合 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員（当該区間内の敷地の幅員が異なるときは、その最大幅員及び最小幅員。以下この号において同じ。）及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長

三 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十条の七の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。

（供用の開始の公示等）

第四条 法第七条第二項の規定による高速自動車国道の供用の開始又は廃止の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 路線名

二 供用の開始又は廃止の区間

三 供用の開始又は廃止の期日

四 供用の開始又は廃止の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

2 法第七条第二項の規定による図面の縦覧は、縮尺五万分の一の図面に供用の開始又は廃止の区間を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。

（一般交通の用に供する通路その他の施設）

第五条 法第十一条第一号の政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設は、次に掲げる施設とする。

一 道路（高速自動車国道を除く。）と当該高速自動車国道とを連絡する公共用通路であつて、その公共用通路に代わるべき適当な道路がないもの

二 飛行場内の公共用通路

（連結位置に関する基準）

第六条 法第十一条の二第二項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める連結位置に関する基準は、次のとおりとする。

一 高速自動車国道の本線車道（以下この号において単に「本線車道」という。）に直接出入りすることができる施設にあつては、当該施設の本線車道に接続する部分（変速車線を含む。以下この号において同じ。）が他の法第十一条各号に掲げる施設（整備計画に定められた連

結予定施設を含む。)その他本線車道に直接出入りすることができる国土交通省令で定める施設の本線車道に接続する部分から本線車道に沿って二キロメートル以上離れていること。

二 前号に掲げるもののほか、当該高速自動車国道の構造及び交通の状況その他当該高速自動車国道及び周辺の状況を勘案して、高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であること。

(法第十一条の二第四項の政令で定める場合)

第七条 法第十一条の二第四項の政令で定める場合は、連結許可を受けた施設の一部の譲渡等によつて当該施設の一部を他の者が管理することとなる場合(他の者が管理することとなる当該施設の一部が当該施設の他の部分以外の施設に連結しない場合に限る。)とする。

(連結料の額の基準)

第八条 法第十一条の四第一項の連結料の額の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。

イ 当該高速自動車国道と連結する法第十一条第二号に掲げる施設(以下この条において「連結利便施設等」という。)の用に供する土地又は当該高速自動車国道と連結する同条第三号に掲げる施設(以下この条において「連結通路等」という。)及び当該連結通路等によつて高速自動車国道と連絡する同条第二号に掲げる施設(以下この条において「連絡施設」という。)の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合のこれらの土地との国土交通省令で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額

ロ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該高速自動車国道の管理に要する費用の額(以下「追加管理費用額」という。)

二 追加管理費用額を下回らないこと。

三 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

(連結料の徴収方法)

第九条 法第十一条の四第一項の連結料は、毎年度、当該年度分を六月三十日(追加管理費用額に相当する分にあつては、翌年の六月三十日)までに一括して徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる連結料は、当該各号に定める日から三月以内に一括して徴収するものとする。

一 連結許可の日の属する年度分の連結料(追加管理費用額に相当する分を除く。)

二 法第十一条の七の規定により連結許可に翌年度以降にわたらない期限が付された場合における追加管理費用額に相当する分又は同条の規定により連結許可に翌年度以降にわたる期限が付された場合における最終年度の追加管理費用額に相当する分の連結料

2 前項の連結料は、納入告知書により徴収するものとする。

3 第一項の連結料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第十一条の八第一項において準用する道路法第七十一条第二項の規定により連結許可を取り消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消しの日までの期間につき算出した連結料の額を超えるときは、その超える額の連結料は、返還する。

(手数料及び延滞金の額)

- 第十条 法第十一条の八第二項において準用する道路法第七十三条第二項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。
- 2 法第十一条の八第二項において準用する道路法第七十三条第二項の規定により国が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る連結料の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から連結料の納付の日までの日数に応じ連結料の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、連結料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる連結料の額は、その納付のあつた連結料の額を控除した額による。
- 3 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。
- 4 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の二第二項の規定により国土交通大臣が同条第一項の許可に関する権限を行う場合における同条第三項の手料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

(費用の負担割合等)

- 第十一条 法第二十条第一項の政令で定める割合は、四分の三（道の区域内にあつては、十分の八・五）とする。
- 2 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この条において同じ。）が法第二十条第二項の規定により国庫に納付する負担金の額は、高速自動車国道の新設、改築又は災害復旧に要する費用の額（次条の規定により読み替えて適用される道路法第五十八条から第六十二条までの規定による負担金（以下この項において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から収入金を控除した額。次項において「負担基本額」という。）に、法第二十条第一項に規定する都道府県の負担割合を乗じて計算した額（次項において「都道府県負担額」という。）とする。
- 3 国土交通大臣は、法第二十条第一項の規定により高速自動車国道の新設、改築又は災害復旧に要する費用を負担することとなる都道府県に對して、負担基本額及び都道府県負担額を通知しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣
第二十一条	前条及び第三十一条 道路管理者	国土交通大臣 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条及び第十二条
第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項、第四十四條の二第一項から第五項まで、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の十七第一項、第四十八條の十八第一項及び第二項、第四十八條の二十から第四十八條の二十二まで、第四十八條の二十四、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項、第九十一條第二項、第九		



<p>第十二条第四項、第九十六条第五項、第一百三條第四号及び第五号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号</p>	<p>第二十四条</p>	<p>第二十四条の二第一項</p>	<p>第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項</p>	<p>第二十八条の二第一項</p>	<p>第三十八条第二項、第七十条第一項</p>
<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二條の二まで</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路</p>	<p>二以上の</p>	<p>道路管理者が</p>
<p>第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八条</p>	<p>国</p>	<p>国</p>	<p>高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路</p>	<p>国土交通大臣及び</p>	<p>国土交通大臣が</p>

第三十八条第二項、第三十九条の四第四項、第九十三条	当該道路管理者	国土交通大臣
第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項	道路管理者は	国土交通大臣は
第三十九条の二第一項、第六十四条第一項	道路管理者の	国の
第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	国土交通大臣
第三十九条の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	同項の政令
第四十七条の二第二項	当該条例又は当該政令	当該政令
	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき
	一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う
	当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者
他の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	

第四十七條の二第三項	一の道路の道路管理者	国土交通大臣
第四十七條の七、第九十一条第一項	道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）	国
第四十七條の八第二項、第四十八條の十八第三項	第十八條第一項 道路管理者の	高速自動車国道法第七條第一項 関係地方整備局又は北海道開発局の
第四十八條の二十三	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣
第六十條	この法律	この法律及び高速自動車国道法
第六十四條第一項	割増金、第二十五條の規定に基づく料金	割増金
第六十四條第二項	道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国
第七十條第一項	同項の道路管理者 道路管理者は	国 国は
第七十一條第五項	道路管理者又は 、第四十八條第四項、第四十八條の十二又は第四十八條の十六	国又は 又は第四十八條第四項

第九十一条第一項	国土交通大臣及び道路管理者	国土交通大臣	
第九十二条	道路管理者の 当該道路の道路管理者	国土交通大臣の	
第九十三条	第三十二条第一項若しくは 又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定	第三十二条第一項又は の規定	
第九十六条第五項	第三十二条第一項若しくは 又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定	第三十二条第一項又は の規定	
第九十九条	、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは 第四十八条の十六	若しくは第四十八条第四項	

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の二第一項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二第一項	指定区間内の国道	高速自動車国道
第十九条の二第一項	納入告知書(法第十三条第二項の規定により都道府県又は	納入告知書

	<p>指定市が占用料を徴収する事務を行つている場合にあつては、納入通知書)</p>	
<p>第十九条の三第一項</p>	<p>指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村</p>	<p>国</p>
<p>第十九条の三の二</p>	<p>同条第一項本文中</p>	<p>これらの規定中「指定区間内の国道」とあるのは「高速自動車国道」と、同条第一項本文中</p>
<p>第十九条の三の三第一項、第十九条の六第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第二項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>国土交通大臣は</p>
<p>第十九条の三の三第一項</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第十九条の三の三第二項及び第三項、第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四</p>	<p>道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の九第一項、第三十条の三第一項第一号及び第二項</p>	<p>当該道路管理者</p>	<p>関係地方整備局又は北海道開発局</p>
<p>第三十四条の三第二号</p>	<p>道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村</p>	<p>国土交通大臣</p>

第三十八条

国道又は都道府県道を構成していた不用物件については四月とし、市町村道を構成していた不用物件については二月

四月

(車両制限令の規定の適用についての技術的読替え)

第十四条 法第二十五条第一項の規定による車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)の規定の適用については、同令第三条第一項第三号、第七条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（整備計画）

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものについては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により決定された基本計画に基づき定められなければならない。

3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議の議を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。

（区域の決定及び供用の開始等）

第七条 国土交通大臣は、第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合においては、遅滞なく、高速自動車国道の区域を決定して、政令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。高速自動車国道の区域を変更した場合も、同様とする。

2 国土交通大臣は、高速自動車国道の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、政令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

（費用の負担）

第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、新設、改築又は災害復旧に係るものにあつては国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に係るものにあつては国の負担とする。

2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の新設、改築又は災害復旧に要する費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

(道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 前項に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。



○ 道路交通法（昭和第三十五年法律第五号）（抄）

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者
- 2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。
  - 一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。
  - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。
  - 三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
- 3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 4 所轄警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 所轄警察署長は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 所轄警察署長は、第三項又は第四項の規定による条件に違反した者について前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠提出の機会を与えなければならない。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 7 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は第五項の規定により当該許可が取り消されたときは、すみやかに当該工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を講じなければならない。

（罰則 第一項については第百十九条第一項第十二号の四、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第一項第十三号、第百二十三条 第七項については第百二十条第一項第十三号、第百二十三条）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 七の二 介護保険に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 九の二 医療に関する事務
- 十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十一 結核の予防に関する事務
- 十二 土地区画整理事業に関する事務
- 十三 屋外広告物の規制に関する事務

2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指

示その他の命令を受けるものとする。